

静岡県告示第41号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年1月19日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
2-(エチルアミノ)-2-(3-ヒドロキシフェニル)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類（通称名HXE、Hydroxetine）	令和6年1月20日
N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン及びその塩類（通称名4-HO-EPT）	令和6年1月20日
エチル=3,3-ジメチル-2-(1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド)プタノアート及びその塩類（通称名EDMB-PINACA）	令和6年1月20日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。